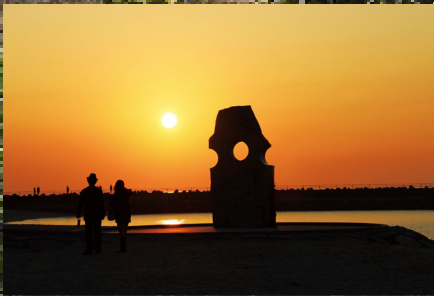


「ますます伊予市」応援寄附金

伊予市ふるさと納税 のご案内

ふるさと
伊予市



ますます、いよし。

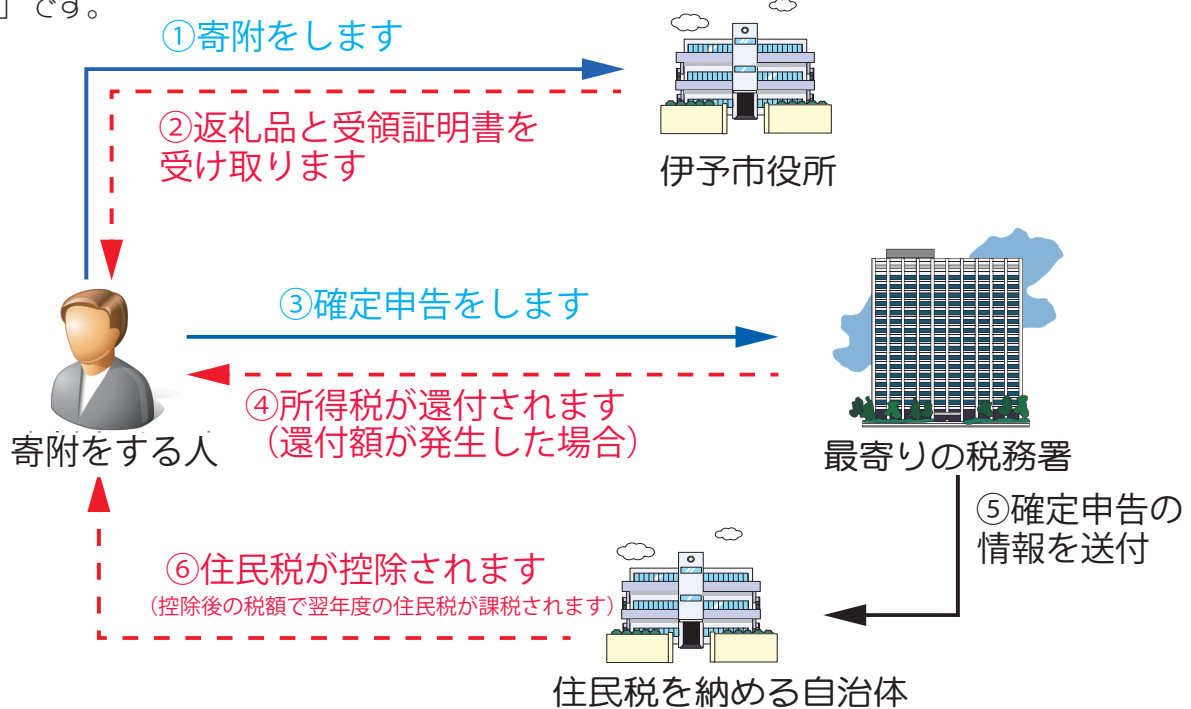


伊予市

ふるさと納税とは…

「ふるさと納税」とは、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、転勤や旅行で訪れた地域を応援したい、という気持ちを形にする仕組みとして、地方公共団体（都道府県や市区町村）に対して寄附を行った場合、2千円を超える部分について、個人住民税所得割の概ね2割を限度として、所得税と合わせて控除される制度です。控除をつける場合は寄附の翌年に確定申告を行う必要があります。

出身地に限らず、「伊予市を応援したい」という思いを届けていただく方法が、「伊予市ふるさと納税」です。

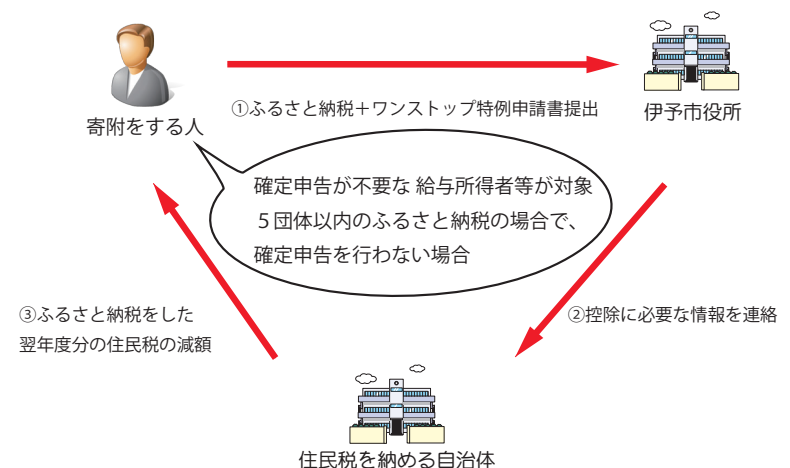


ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が開始しました。特例を受けるためには一定の条件を満たす必要があります。

ワンストップ特例をご希望の方は、寄附のお申込みの際にお申し出ください。特例に関する申請書類をお送りいたします。

ワンストップ特例が適用される場合



ふるさと納税の税制上の優遇措置

- ◆都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
- ◆生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります。なお、確定申告の際には、伊予市発行の寄附金受領証明書をお持ちください。